

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の背景と趣旨

少子高齢化・人口減少社会は確実に進行しており、産業構造の変化による非正規労働者の増加、女性の社会進出による共働き世帯の増加等、ライフスタイルが多様化し、核家族や単身世帯が増加しています。その結果、家庭内の扶養機能や地域での相互扶助機能が低下したことから、高齢者の地域からの孤立による孤独死、子育てに悩む保護者の孤立化、児童や高齢者、障害者に対する虐待や自殺者の増加等に加えて、引きこもり状態などの長期化による8050問題や子育てと介護のダブルケアの問題等、新たな問題も多く発生しています。

国では、介護保険法の改正（平成27年4月）により、誰もが住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けるため、医療・介護・予防・住まい・生活支援サービスが切れ目なく提供される「地域包括ケアシステム」の構築が推進されています。

生活困窮者自立支援法（平成27年4月施行）においては、自治体は生活困窮者に対する相談窓口を設置し、自立に向けた生活全般にわたる包括的な支援を行うなど支援の拡充を図ること、そして、障害者差別解消法（平成28年4月施行）においては、障害の有無によって分け隔てられることなく、人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指すといった動きがみられます。

また、「他人事」になりがちな地域づくりを地域住民が「我が事」として主体的に取り組む仕組みづくりや、地域での課題の解決に向けた「丸ごと」の包括的な総合相談支援の体制整備を進めていくために、平成28年度に厚生労働省で「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部が設置され、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域を共に創っていく社会である「地域共生社会」の実現に向けた取り組みが進められています。

その一環として、平成29年6月の「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」の公布により、「社会福祉法」が改正され、平成30年4月から施行されました。この法改正により、地域福祉推進における「地域生活課題」が具体的に定義され、その把握と関係機関との連携等による解決が図られることになりました。そのため、市町村は地域住民と行政等との協働による包括的な支援体制づくりに努めていくことになり、それらを計画的に推進していくために、福祉分野の共通事項を記載した地域福祉計画の策定の努力義務化等が明記されています。

本市では、平成 28 年 3 月に「第 5 期福生市地域福祉計画」を策定し、“すべての人が、住み慣れた地域の中で安心して明るく心健やかに暮らせる、人と人とのつながり・支え合いのあるまちづくり”を目指し、取り組みを進めてきました。「第 5 期福生市地域福祉計画」は、計画期間が令和 2 年度に終了することから、策定以降の社会情勢等の変化や、本市における地域福祉を取り巻く現状等を踏まえ、新たな「第 6 期福生市地域福祉計画」を策定します。

2 地域福祉の役割分担と「地域共生社会」の構築

(1) 地域共生社会とは

制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会

(2) 改正社会福祉法の概要

(地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律による改正)

「地域共生社会」の実現に向けた地域づくり・包括的な支援体制の整備

① 地域福祉推進の理念を規定

地域福祉の推進の理念として、支援を必要とする住民（世帯）が抱える多様で複合的な地域生活課題について、住民や福祉関係者による①把握及び②関係機関との連携等による解決が図られることを目指す旨を明記。

② この理念を実現するため、市町村が以下の包括的な支援体制づくりに努める旨を規定

- 地域住民の地域福祉活動への参加を促進するための環境整備
- 住民に身近な圏域において、分野を超えて地域生活課題について総合的に相談に応じ、関係機関と連絡調整等を行う体制
- 主に市町村圏域において、生活困窮者自立相談支援機関等の関係機関が協働して、複合化した地域生活課題を解決するための体制

③ 地域福祉計画の充実

- 市町村が地域福祉計画を策定するよう努めるとともに、福祉の各分野における共通事項を定め、上位計画として位置づける。

3 計画の性格と位置づけ

(1) 地域福祉計画の位置づけ

本計画は、社会福祉法第107条に基づく「市町村地域福祉計画」であり、同法第4条には「地域住民等は、相互に協力して、地域福祉の推進に努めなければならない」と規定されていることから、本市の地域福祉を推進するため、市民、関係機関、福祉サービス事業者と行政が一体となり、地域福祉計画を策定いたしました。

【参考】 社会福祉法（抜粋）

（地域福祉の推進）

第4条 地域住民、社会福祉を目的とする事業を営む者及び社会福祉に関する活動を行う者は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

（市町村地域福祉計画）

第107条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民、社会福祉を目的とする事業を営む者その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

- 1 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 2 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 3 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

(2) 地域福祉計画に盛り込む事項

地域福祉計画は、次の5つの事項についてその趣旨を斟酌し具体的な内容を示すとともに、その他の必要な事項を加え、計画に盛り込むことが求められています。

- ① 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- ② 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- ③ 地域における社会福祉を目的とした事業の健全な発達に関する事項
- ④ 地域福祉に関する活動への住民の参加に関する事項
- ⑤ 包括的な支援体制の整備に関する事項

(法第106条の3第1項各号に掲げる事業を実施する場合)

(3) 成年後見制度利用促進基本計画と再犯防止推進計画の位置づけ

本計画は、「成年後見制度の利用の促進に関する法律」第23条に基づく市町村成年後見制度利用促進基本計画と「再犯の防止等の推進に関する法律」第8条に基づく地方再犯防止推進計画と一体的に策定するものです。

【参考】 成年後見制度の利用の促進に関する法律（抜粋）

(市町村の講ずる措置)

第23条 市町村は、成年後見制度利用促進基本計画を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるとともに、成年後見等実施機関の設立等に係る支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

【参考】 再犯の防止等の推進に関する法律（抜粋）

(地方再犯防止推進計画)

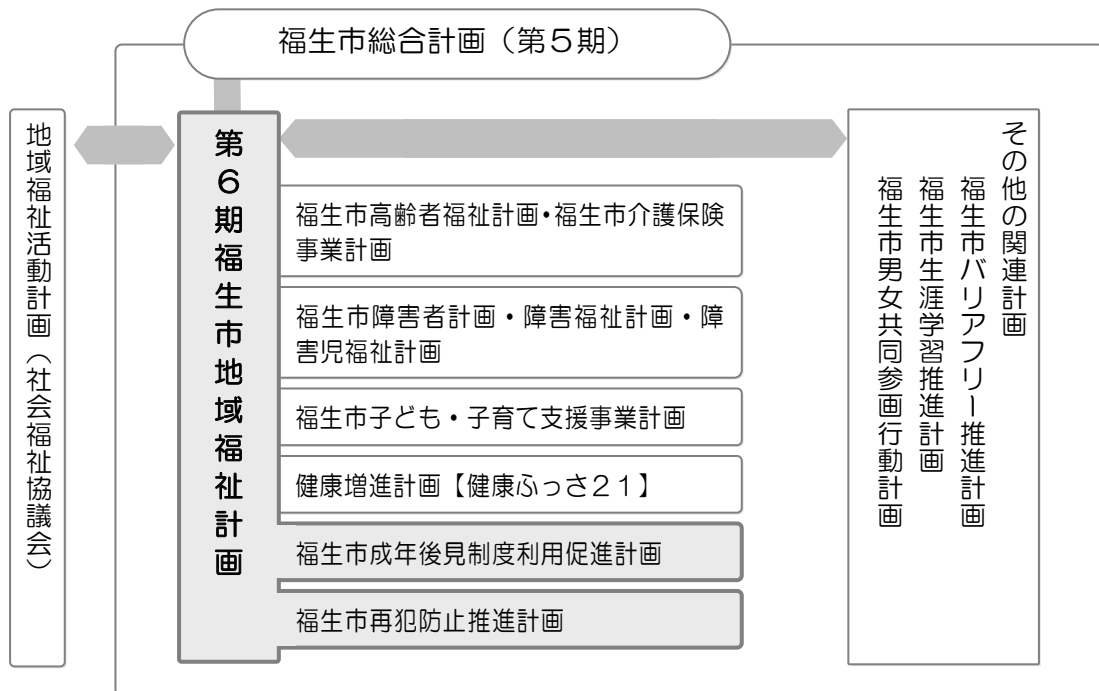
第8条 都道府県及び市町村は、再犯防止推進計画を勘案して、当該都道府県又は市町村における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画を定めるよう努めなければならない。

2 都道府県及び市町村は、地方再犯防止推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。

(4) 分野別計画・関連計画との関係

『福生市総合計画（第5期）』の地域福祉分野は計画として策定します。

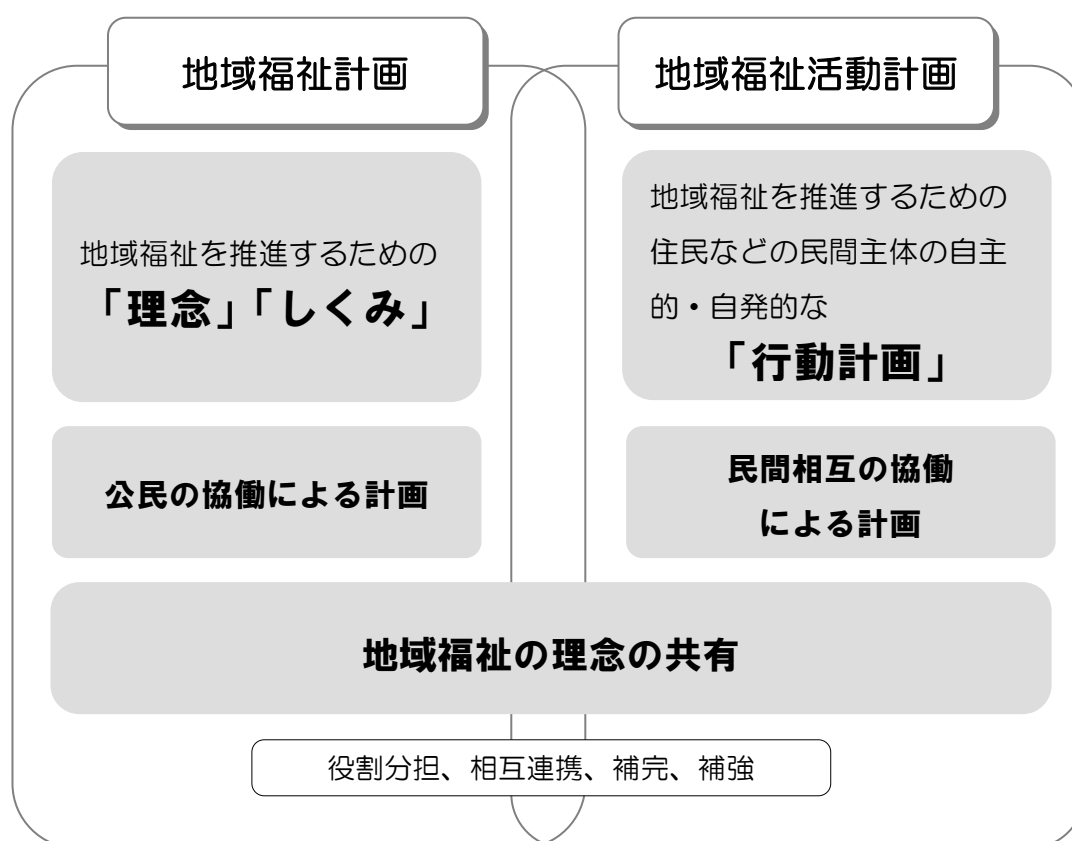
そのほか、『健康ふっさ21』、『福生市バリアフリー推進計画』など、市が策定した各種計画等との整合・連携を図るとともに、都の『東京都地域福祉支援計画』とも整合・連携を図ります。



(5) 地域福祉活動計画との関係

地域住民と地域の福祉の担い手であるボランティア、NPO法人等の民間団体が自主的・自発的に取り組む指標として福生市社会福祉協議会が策定する「地域福祉活動計画」とも相互に連携を図ります。

地域福祉計画と地域福祉活動計画は、地域の生活課題や社会資源の状況などを共通認識し、ともに「地域福祉の推進」という目標を掲げるなか、それぞれの立場において、それぞれの役割を担い、相互に連携し、補完、補強しあいながら、地域福祉を進展させていきます。



※地域福祉活動計画の主な内容

- ・小地域福祉活動の推進（ふれあいいいききサロン等）
- ・ボランティア市民活動の推進（FVAC）
- ・住民参加型の在宅福祉サービスの推進（ほっとサービス事業等）
- ・地域福祉を推進するための協働の場づくり

4 計画の期間

本計画の計画期間は、令和3年度（2021年度）から平成7年度（2025年度）までの5年間とします。

なお、国の福祉制度などの変更や、市民ニーズ、社会情勢の変化などに対応するため、必要に応じて計画の見直しを行います。

平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	平成 2年度	平成 3年度	平成 4年度	平成 5年度	平成 6年度	平成 7年度
				福生市総合計画（第5期） （令和2年度～11年度）					
第5期福生市地域福祉計画 （平成28年度～令和2年度）				第6期福生市地域福祉計画 （令和3年度～7年度）					
				見直し					

5 計画策定の経緯

（1）地域福祉に関するアンケート調査

令和元年度には、地域福祉に関する市民の意識を把握するため、福生市高齢者・障害者生活実態調査を実施し、その結果を地域福祉計画へ反映しました。

（2）福生市地域福祉推進委員会

本計画の策定は、学識経験者、各種団体、保健・医療・福祉分野の関係者、公募市民、行政関係者など、幅広い分野の関係者を委員とする「福生市地域福祉推進委員会」において審議されました。

（3）パブリック・コメント手続

計画（案）について、市民意見を聴取するパブリック・コメント手続を実施し、寄せられた意見を計画に反映しました。